

大手デジタルコンテンツ配信会社を名乗った架空請求にご用心

【事例】

スマホにSMS（ショートメッセージサービス）で自分もよく知っている大手デジタルコンテンツ配信会社からメールが届いた。「有料動画サイトの閲覧履歴がある。登録解除の連絡をしないと身辺調査と強制執行の法的措置を取る」という内容だったが、身に覚えがない。「誤操作はこちらへ」と電話番号が書いてあるが、まだ電話していない。どうしたらよいか。

【アドバイス】

SMSとは携帯電話の番号で送信するメールです。11ケタの番号を選んで詐欺師が手当たり次第に送り付けています。

事例のように、「DMM」や「U-NEXT」、「ヤフー」など大手デジタルコンテンツ配信会社を名乗った架空

請求メールが届いたという相談が多発しており、消費者庁、国民生活センター、福岡県消費生活センターなどが注意喚起しています。

このようなメールを受け取ったら絶対に連絡せずに無視してください。

電話して退会費用を支払うと取り戻すのは困難です。心当たりがあつて心配な人は、すぐに消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。



部屋の賃貸トラブルにご注意を

【事例 1】

賃貸アパートを退去した。きれいに使っており、目立った汚れや傷はないのに高額な修繕費用を請求された。

【事例 2】

賃貸アパートを退去した。部屋で喫煙しており、壁紙の全面張り替え費用を請求された。

【アドバイス】

新生活を控え、賃貸住宅の契約をする人も多いこの時期。退去時に事例のようなトラブルに巻き込まれないために、注意点をまとめました。

◆契約前

- ▷物件は必ず見に行く
- ▷気になる所は写真を撮っておく
- ▷契約の際、分からない点は質問してよく理解してからサインする

◆入居中

- ▷壁に釘を刺したり、家具を引きずって床を傷つけた

りしない

- ▷できるだけ屋外で喫煙する
- ▷結露に注意して、こまめに掃除する

◆退去時

- ▷丁寧に掃除し、気になる所は写真を撮っておく
- ▷確認作業には必ず立ち会う
- ▷請求の内訳をもらう

国土交通省のガイドラインでは、「通常の使用では起きないような損傷がある場合は、賃借人に原状回復義務がある」となっています。特にたばこのヤニやおいは、高額な請求をされる恐れがあるため、十分に注意してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

